

平成29年10月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成29年10月6日(金曜日)午後2時30分から午後3時51分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第61号) 相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 2 (議案第62号) 非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 3 (議案第63号) 相模原市津久井生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第64号) 相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について(生涯学習部)

4. 報告案件

1 相模原市議会(平成29年9月定例会議)報告について(教育総務室)

2 平成29年度実施教員採用候補者選考試験について(教職員人事課)

3 中学校給食に係る本市の対応状況について(学校保健課)

5. 閉 会

出席者(5名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 大 山 宣 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

説明のために出席した者

教育局長	笹野章央	教育環境部長	渡辺志寿代
学校教育部長	奥村仁	生涯学習部長	長谷川伸
教育局参事兼 教育総務室長	大用靖	教育総務室担当課長	江野学
教育局参事兼 総合学習センター所長	齋藤嘉一	教育環境部参事兼 学務課長	八木英次
教育環境部参事兼 学校保健課長	荒井哲也	学校教育課長	松田知子
学校教育課課長代理	大津明博	学校教育部参事兼 教職員人事課長	佐々木隆
教職員人事課担当課長	菊池政弘	教職員人事課副主幹	石長出
生涯学習部参事兼 生涯学習課長	藤田知正	生涯学習課主査	長島正浩
生涯学習課主任	久田明	生涯学習部参事兼 スポーツ課長	菊地原央
スポーツ課担当課長	高林正樹	スポーツ課主査	皆川芳朗
事務局職員出席者			
教育総務室主任	島崎順崇	教育総務室主任	齋藤竜太

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井博委員と大山委員を指名いたします。

相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

相模原市津久井生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 61 号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてから、日程 3、議案第 63 号、相模原市津久井生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則についてまでの 3 つの議案は関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議をした後、個別に採決を行いたいと思います。

それでは、事務局より説明をいたします。

長谷川生涯学習部長 はじめに、議案第 61 号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、受益者負担のあり方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う公民館の利用に係る使用料の後納、免除及び還付に係る規定の追加並びに津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置に係る規定の改正、その他所要の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、別添の議案第 61 号関係資料 1 の 1 ページをご覧いただきたいと存じます。

1 の改正の主な内容についてでございますが、(1) は相模原市立公民館の利用の取消し及び承認事項変更の手續に係る規定の追加、(2) は使用料の後納に係る規定の追加でございます。(3) の使用料の免除に係る規定の追加につきましては、条例において、使用料を減額または免除できる規定を設けたことを受けまして、次のいずれかに該当する場合に免除することができることとするもので、アとしまして、公民館が主催し、または共

催す事業のために利用するとき。イといたしまして、市内の地域自治振興、教育振興または社会福祉振興に関する公益性が高いと認められる活動を行うことを目的とする団体がその目的のために利用するとき。ウといたしまして、公民館が主催し、または共催する事業を契機に設立された団体が利用するときとし、ただし、当該団体が設立された日から当該団体が設立された日の属する年度の翌年度の末日までの期間に限るものでございます。

イの免除の対象につきましては、2ページをご覧くださいと存じます。

参考資料1に記載しました、想定団体を基本といたしまして、要綱においてさらに詳細な基準を定め、全館統一の対応を行う予定でございます。なお、免除に係る手続きの流れにつきましては、表の下の米印の3つ目に記載しましたとおり、年1回の免除団体登録の上、利用の際、利用の内容を確認させていただく予定でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

(4)は使用料の還付に係る手続等について規定を追加するものでございます。

(5)の津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置に係る規定の改正につきましては、編入前の旧4町の区域に所在する公民館の管理及び運営について各町の公民館条例施行規則等の規定を適用させていた経過措置の期限をアの使用料に関する規定については平成30年5月31日まで、イの編入前の藤野町の区域に所在する公民館の利用時間については平成30年5月31日まで、ウのその他公民館の管理及び運営に関することについては平成30年3月31日までとするものでございます。

2ページをご覧くださいと存じます。

上部に記載しております、2の施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

3ページをご覧くださいと存じます。

参考資料2の今後のスケジュールについてでございますが、10月15日以降、使用料の詳細や免除の概要について、市広報紙やホームページ、各公民館の掲示板等において、市民周知を行う予定でございます。また、年内を目途に、2ページの参考資料1を基本に、市公民館連絡協議会や市社会教育委員から意見を伺った上で、さらに詳細な免除の基準を決定したいと考えております。その後、年明けから免除の詳細や受付開始時期について、市ホームページや各公民館の掲示板等において、市民周知を行う予定でございます。改正条例及び規則につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

別添、横長の関係資料2は規則の新旧対照表、また、参考資料として公民館条例の新旧

対照表を添付しております。

以上で、議案第 6 1 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 6 2 号、非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立公民館条例及び相模原市立老人福祉センター条例の改正に伴い、教育長が非常勤の公民館長に委任する事務に係る規定を整理いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、別添の議案第 6 2 号関係資料 1 をご覧いただきたいと存じます。

1 の改正の主な内容についてでございますが、(1) の相模原市立公民館の運営に関する委任事項の改正につきましては、公民館の使用料に関する事務について新たに委任するものでございます。(2) の津久井中央公民館長の委任事項の改正につきましては、津久井中央公民館長に委任されている相模原市立津久井老人福祉センターの使用の許可及び行為の制限の許可に関する規定を削除するものでございます。

次に、2 の施行期日につきましては、平成 3 0 年 4 月 1 日とするものでございます。

別添、横長の関係資料 2 は規則の新旧対照表でございます。

以上で、議案第 6 2 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 6 3 号、相模原市立津久井生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、受益者負担のあり方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の減免に係る規定の改正及び津久井町の編入に伴う経過措置に係る規定の改正、その他所要の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、提案するものでございます。

恐れ入りますが、別添の議案第 6 3 号関係資料 1 をご覧いただきたいと存じます。

1 の改正の主な内容についてでございますが、(1) の相模原市立津久井生涯学習センターの使用料の減免に係る規定の改正につきましては、公民館と同様の場合に免除することができることとするものでございまして、今後、さらに詳細な免除の基準を検討し、年内を目途に決定してまいりたいと考えております。

(2) の津久井町の編入に伴う経過措置に係る規定の改正につきましては、センターの利用について旧津久井町生涯学習センター条例施行規則の使用料に関する規定を適用させていた経過措置の期限を平成 3 0 年 5 月 3 1 日までとするものでございます。

次に、2の施行期日につきましては、平成30年4月1日とするものでございます。

別添、横長の関係資料2は規則の新旧対照表でございます。

以上で、議案第61号、第62号及び第63号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

野村教育長 ただいま、3つの議案についての説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。

議案第61号の減免に関しましては、これまでの委員会でもご説明してきたところですが、概要として内容が固まりましたので、今回を提案させていただいております。先ほどの説明にもありましたとおり、今後、公民館長の集まりや連絡協議会等の場において、さらに詳細な内容についてご意見等をいただく中で最終的な基準を決めていきたいということであります。市民周知については先ほどの説明と繰り返しになりますが、10月の中旬には、今お示ししている概要等を広報や市ホームページにより周知いたします。最終的な基準の内容については来年の1月以降、改めて周知をしていきます。

永井(廣)委員 免除に係る手続きとして、免除団体登録が年に1回必要になるとのことですが、そのやり方、内容について、どういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

藤田生涯学習課長 具体的な書式や添付いただく資料については検討中ですが、年に1度登録をしていただいて、該当になるかどうかを事前に見させていただき、当日の利用の際にあまりお手間をとらないような形で確認する流れを考えておりまして、会の設立の目的ですとか、活動の内容などをご提出いただくことを想定しております。

野村教育長 他にご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見がありませんので、これより採決を行います。

はじめに、議案第61号、相模原市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第61号は可決されました。

次に、日程2、議案第62号、非常勤の公民館長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第62号は可決されました。

続きまして、日程3、議案第63号、相模原市津久井生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第63号は可決されました。

ただいま、公民館関係の3件の議案について議決をいただきました。ご承知のとおり、公民館の使用料導入については、先の市議会本会議や市民文教委員会を通じて賛成多数で可決されたところでございます。それを受けての今回の提案でございました。これまでもこの件については、皆様にもいろいろご審議いただき、様々なご意見があることも踏まえて、今日に至ったわけでありますが、今回、特に市民文教委員会の中で、公民館の使用料導入にあたって、公民館の将来のあり方についてどう考えるのかということを経理長として、答弁を求められました。そのときに答弁した内容をここで少しお話をさせていただきます。

公民館のあり方ということですが、現在は少子高齢化や地域力の低下など多くの社会的な課題を抱えている状況にあり、公民館はこれまでどおり社会教育や生涯学習の場であるとともに、成育環境に課題を抱えた子どもたちの支援や高齢者の孤立などの課題解決の拠点としての役割も期待されていると考えています。

こうした中で、現在、ある自治体の一例としては生涯学習センターと市民交流センターの機能、いわゆる社会教育、生涯学習の機能と市民協働の機能を併せ持った施設に転換をした事例もございます。この目的は、あくまで地域コミュニティの拠点として、これまで以上に若い世代も含めた多くの方に利用していただく、集う場になる、そういうことを狙った考え方であります。こうした考えの中で、新しい機能として、例えば公民館の中に予約をしなくてもみんなが使えるオープンスペースを設けたり、学習情報の機能を設けたり、より多くの方が集えるような機能を設けている事例もあります。

本市におきましても、こうした例を参考にいたしまして、生涯学習、社会教育の場に加えて、地域課題の解決の場、また市民をつなぐ場、多くの市民が集って多世代が交流する拠点施設としてのあり方が、一つの目指すべき形ではないかと考えています。

このたび、市民の皆様から署名や要望など、いろいろなお立場から様々なご意見をいただきました。私たちは十分にその意欲を汲み取って、今回の使用料導入により、公民館が持続的に運営される、堅実に運営されるということをきちんと担保して、今、申し上げたような新たな未来像を引き続き、皆さんの意見を聞きながら検討していくことが大

事だろうというお話をさせていただきました。

ですから、引き続きこの公民館のあり方、将来像につきましては、多くの利用者、市民の皆様の見解を聞きながら、教育委員会としても常に前向きな検討をしていきたいと思っております。そういったことをお話しましたので、紹介をさせていただきました。

相模原市スポーツ推進審議会委員の人事について

野村教育長 次に、日程4、議案第64号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを議題といたします。事務局より説明いたします。

長谷川生涯学習部長 議案第64号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事につきましてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市スポーツ推進審議会委員1名の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱することが必要なため、提案するものでございます。

2枚目の議案第64号参考資料をご覧ください。

相模原市スポーツ推進審議会は、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することなどを設置目的としております。委員の定数は15人以内、構成は記載のとおりでございます。

続きまして、1枚目の議案裏面でございます委員名簿をご覧ください。

井出樹里委員が平成29年10月22日をもって任期満了を迎えますが、引き続き委員を委嘱いたしたく、提案するものでございます。任期は、平成29年10月23日から平成31年10月22日までの2年間でございます。

井出氏は、スポーツクラブNASに所属している女子トライアスロン選手で、北京オリンピック5位入賞や日本人女子として初となるワールドカップ優勝などの実績がございます。現在は、相模原ギオンスタジアム外周のジョギングコースやさがみはらグリーンプールなど、市内を拠点にトレーニングを積み、東京オリンピックへの出場を目指しております。国際的に活躍されるスポーツ選手としての専門的な見地から、ご意見をいただけるものと考えております。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

野村教育長 質疑、ご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。井出氏については今、部長から紹介がありましたように、オリンピックを含めて、これまでも数多くの国際大会で活躍されているトライアスロンの選手として、次のオリンピックに出場することを目標に、日々、練習を行っていると同っています。

いかがでしょうか。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 では、質疑、ご意見がございませんので、これより採決を行います。

議案第64号、相模原市スポーツ推進審議会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 それでは、ご異議ございませんので、議案第64号は可決されました。

相模原市議会(平成29年9月定例会議)報告について

野村教育長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1、相模原市議会平成29年9月定例会議の報告について、事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 報告事項1について、ご説明いたします。

市議会の9月定例会議につきましては、8月25日から9月29日までの日程で開催されました。お手元にごございます資料につきましては、9月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧となっております。

まず、4ページをご覧くださいと存じます。

代表質問は5名の議員から49問の質問があり、質疑の内容につきましては、次の5ページから21ページのとおりでございます。

次に、24ページをご覧くださいと存じます。

一般質問は12名の議員から39問の質問があり、質疑の内容につきましては、25ページから38ページのとおりでございます。

代表質問及び一般質問の概要といたしましては、学校関係分野として、学校関係予算、学校規模の適正化に向けた取組、全国学力・学習状況調査、新しい学習指導要領に関する取組、特別支援教育、学校給食、教職員の働き方改革などについて質問がありました。

また、生涯学習分野といたしましては、公民館の貸室利用に係る使用料の導入や2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた取組などについて、ご質問が

ございました。

ここで、一つひとつの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関しまして、ご質問等がございましたら担当課からお答えをさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

野村教育長 今、議会に關しての説明がありました。内容を見ていただいて、ご質問などございましたら、お願いいたします。

大山委員 先ほど、公民館のあり方ということで、お話がございました。その中で、子どもの学習支援、居場所などについては現在、こども・若者未来局を中心に検討されていると思いますが、今後の公民館のあり方について検討する組織というのはどのような組織で、どのように進めていく予定なのでしょうか。

藤田生涯学習課長 公民館のあり方に係る検討組織ですけれども、まずは市の公民館連絡協議会における公民館長の集まりの中で、職員体制のあり方や今後の会議の持ち方等について検討をしていきたいと思っています。

大山委員 生涯学習の未来像の検討は、ある程度意見がまとまった段階で各地区で独自に進んで行くのか、市として全体像を掴んだ上でスタートするのか、どちらでしょうか。

藤田生涯学習課長 地域の課題ということと言いますと、地域ごとに違うケースもございますでしょうし、統一的に大きな話として検討しなければいけない場面もあろうかと思えます。公民館長の集まりの中にはブロックごと、区ごとに話し合う場もございますので、まずはブロックごと、区ごとに話を練っていただくものと考えます。必要に応じて全体で話し合うなど、内容によって、フレキシブルな対応ができればと思っております。

野村教育長 今、少しお話に出た公民館での学習支援についてですが、現在も複数のNPO等が主体となって、幾つかの公民館を会場として無料の学習塾などの学習支援が行われています。こうした活動については、教育委員会とこども・若者未来局が一体となって、さらに充実が図られるよう取組を進めたいと考えています。既に今年の8月下旬から、期間は短かったですが教育委員会が音頭をとって、退職校長等に講師を依頼して、無料の学習支援を実施いたしました。公民館の関係者からもこうした取組を市の公民館全体で共通の取組としてできればいいというお話もいただいておりますので、検討していきたいと思っています。他にはいかがでしょうか。

大山委員 27ページ、命の大切さを学ぶがん教育ということで、昨年、神奈川県教育委員会からがん教育のモデル事業とされた取組を、2、3校見てまいりました。その際に県

の教育委員会の方にも申し上げたのですが、保健体育の授業が少ない中であって、保健体育の授業でなくとも健康教育の一環として、いい授業ができると思うんですね。国が予算措置して素晴らしい資料ができておりますが、県の教育委員会の方は、保健体育の授業でやるという趣旨のことを言っていました。その方針は変わらないのでしょうか。また、がん教育についての本市の受け止め方、考え方についてはいかがでしょうか。

松田学校教育課長 県としてのがん教育の受け止め方については、確認をさせていただきます。本市としましては今お話にもありましたとおり良い教材がありますので、時数の制限はありますが、それを活用していくことの重要性については認識しております。

大山委員 意見になりますが、新しい学習指導要領の中で既に始まっている学校健診での成長曲線の活用の延長として、小学校4年生で自分の身長、体重の発育など自分の成長を知ろうという授業が保健体育で扱われることになっています。そういった基本的なものは、全体の授業として保健体育の中で大事にすることだと思いますが、がん教育については、もちろん重要なことですが、どちらかというとし細かい部類に入るものですから、その辺のすみ分けについては、健康教育の中で臨機応変に考えてもいいのではないかと考えています。市議会でもがん教育の話がよく出てきますので、私も意見を述べさせていただきます。

野村教育長 がんについては今、新聞等のメディアでもがんとともに生きるとか、いろいろな形で取り上げていますよね。ですから、予防健康教育という視点で早くから児童生徒に教育の場を与えることも大事ですし、一方で社会としてがんとともに生きている方々を受け入れる仕組みづくりだとか、社会としてどうあるべきか、家族としてどうあるべきかということについても、どこかで学ぶ必要がありますよね。そうしたことについては、ぜひ本市でも多面的に考えていきたいと思えます。

平岩委員 学力の低下というところで、生活習慣に関する調査も行っていて、テレビを見る時間ですとか、ゲームの時間が全国と比較して長い傾向にあって、多少関係があるのではないかとということですが、私がいろんな方々とお話を聞いている中で、「相模原市は学力が低いんだ」ということは情報で知っていても、「自分の子どもは違う、うちは違う」という声であったり、「先生の教え方に学力が低い原因があるのではないか」と考えている家庭もあるように感じています。しかし、テレビ、ゲームということになると、やはり家庭の問題になってくると思うので、対策は難しいのかもしれませんが、働きかけについては、どうお考えでしょうか。

松田学校教育課長 ご指摘のとおり、今回、学力・学習状況調査で基礎学力という部分がクローズアップされていますが、同時に、生活習慣の課題として、スマホやゲームの時間が非常に長いという結果は重く受け止めております。各学校において、市の傾向、そして自分たちの学校の傾向について受け止め、分析をしているところですが、それと併せて、具体的にはどのような取組が市で共通して可能かということ、学校はもちろん、PTAや様々な協議会とともに検討しているところです。

大山委員 今の質問に追加ですが、市内の学校における取組として、スマホなどの使用を制限したり、使用時間のある程度区切るような取組をしているとのことですが、具体的に紹介いただけますでしょうか。

松田学校教育課長 大沢中学校区の実施になりますが、学校や大人からではなく、生徒会や子どもが中心になって、どういったルールづくりが必要かということ、それを中学校と小学校の共通の実施として実施しております。今、その取組を大沢中学校区に留めず、全市的に同じように中学校区ごとにルールづくりを子どもの自主的な活動の中でできないか検討を進めているところです。

大山委員 ルールづくりの具体的な事例として、生徒さんたちがどのようなルールづくりをしたのか、後ほどでも結構ですので紹介をいただければと思います。

野村教育長 ちょっと調べて、後ほどお願いいたします。

松田学校教育課長 わかりました。

大山委員 私ばかりで何ですけど、学校での医療的ケアが必要なお子さんに対する対策について、2、3人の議員の方々からご質問があったということでした。小中学校のみではなく、保育園あるいは小学校に至る前の段階でもこういった医療的ケアが必要なお子さんはいらっしゃいます。ただ、課題なのは看護師の雇用でして、実際にはなかなか難しい状況なんです。限られた人材なので、市内で看護師資格を持った方々を一つの課の中だけでなく、他課と連携して派遣できるような体制にするなど、融通の仕方も必要ではないかと感じました。意見です。

永井（廣）委員 34ページの下にある竹腰議員からの質問で、小学校、中学校における保護者負担がとても重いというお話が出ていたのですが、私も実感するところがあります。「結構かかるな」というのが本音で、特に水着や体操着、制服ももちろんそうなんです。学校生活を過ごす上で必ず使うものが結構あるので、それらを用意しなければなりません。保護者の孤立化も進んでいるため、人から貰うということもなかなか難しくなっ

いるかと思いますが、お互いに融通し合えるような仕組みを学校が協力して作っていただければありがたいなと思います。それから、制服などに係る最低限必要な金額が学校ごとに値段が違う状況にあります、実態をどの程度把握し、また、それぞれの学校でどれくらい金額がかかるのかを教えてくださいませんか。

八木学務課長 まさに今回の議会における質問の趣旨もそのことでもございました。教材費に関する保護者負担等につきましては、現在、調査中でして、それ以外の部分で制服代やPTA会費、生徒会費などで確かに学校間で差がある実態について教育委員会が承知をしていない部分がありました。かつて、10年ほど前にそのような調査をしたことがございましたが、その後行ってございませんので、この機会に教育委員会といたしましても、各学校の状況を調査した上で、例えば一部、公費負担ができないかということも含めて、保護者負担の軽減や学校間の差の解消が図れないか、検討を行っていきたいと考えております。

もう1つ、制服などのリサイクルにつきましては、今回の議会の答弁の中でもお答えさせていただきました。そういったことがうまく進むような形で学校にも投げかけはしてまいりたいと考えてございます。

永井（廣）委員 ありがとうございます。

体操着やいらなくなった制服はPTAのバザーなどで、安く売ってくれる場合もあるんですけども、ものすごい競争なんです。なので、困っている人に渡る仕組みがあるといいと思いました。

野村教育長 今、理事者側から答弁がありましたように、正確な状況を把握するというのが1つございます。制服については歴史文化などもあって、過去に何度か議論になっていますが多様な意見があって、統一的な話はなかなか簡単ではないところです。

ただ、一方で負担の軽減化ということについては教育委員会として、積極的に取り組もうという申し合わせをしています。また、既存の就学援助という制度の中でかなり多くの費目について経済的な支援ができますので、制度の活用の普及も大事だと思っています。いずれにしても、今後も引き続き取り組んでまいります。

永井（博）委員 25ページ、26ページの中学校給食の件ですが、喫食率が低い中での課題として、おかずを冷まして提供していることが挙げられています。自校方式の小学校給食はとても温かくて、おいしい、おいしいと聞いていて、中学校給食のこの方式だと限界があるのかなと思いつつ質問をしますが、真冬の寒い教室で冷たいごはんやおか

ずを食べる気にはならないなと思うのですが、これは技術的に仕方がないことなのでしょうか。何か、検討している対応策などがあればお尋ねします。

荒井学校保健課長 おかずを冷まさなくてはいけないのかというご質問かと思うのですが、文科省の学校給食衛生基準に基づきまして、調理してから食べるまで2時間経過するものは、食中毒予防の観点から一度冷まして提供しなさいというルールが決められているため、食中毒を防止するために一度冷ましているところです。一方で、私も毎日検食をしており、保護者の皆様にも試食をしていただいているのですが、実際に子どもたちが食べるときは決して冷たいものではなく、保護者が朝作ったお弁当と同じような常温と言いますが、同等程度の温度になっております。

永井(廣)委員 関連してよろしいですか。中学校給食の導入時からPTAの役員をしていたので試食も何度もしましたし、油が固まってしまうのは何とかしてもらえないかなどの意見を申し上げて、すごく改善されていると思っています。味も自校方式の小学校がおいすぎるので、それとの差というのはあると思いますし、保護者がつくるお弁当との比較で言えば、最近では温かいお弁当容器もあるので、そういったものに比べたらちょっと冷めたりするかもしれないですが、デリバリー弁当としてはものすごくクオリティーの高いものを作ってくさっていると思います。栄養的にも考えられているし、味付けも濃くないので体には良いと思います。ただ、中学生になるとちょっと濃い味が好みになってしまうのと、薄いなと思った子はふりかけを持って来るなど食べる努力をしている状況もあります。また、味の問題に加えて量の問題があって、食べる時間がないのでいっぱい残すとか、運動部の子は足りないということもあります。また、嫌いなものが入っているのが嫌だということで、嫌いイコールまずいという表現になってしまうため、評判があまり良くないのかなと思います。親が食べてみると、その誤解が解けてものすごくいいお弁当だと気付きますが、やはり子ども自身が好きなものをいっぱいお弁当に入れてもらいたい、おかずとごはんを好きな量で食べたいという意見がどうしても出てきてしまうので、喫食率は低くなってしまふのかなと思うのですね。

大阪などでは親子方式を取り入れているようなので、相模原市でもそれができれば一番いいと思いますが、コストの問題もある中で、できる限りおいしいものを提供しようということで、温かい汁ものを付けていただいたことは子どもにはものすごく好評のようで、改善されているなという実感があります。しかし、より喫食率が上がるといいなという気持ちもあるので、もう少し色々な方面から検討していただければと思います。

野村教育長 今、ほとんど答えも含めて言っていたのですけれども、中学生になると非常に嗜好が強くなるので、お弁当だとそれが活かされますが、デリバリーのお弁当だとどうしてもそれができないということが大きな理由の1つだと議会でも答弁をしたところ
です。

それから、試食会については大変積極的にやっています、新入学児童の保護者の方ですとか、最近ではメディアの新聞記者の方々にも食べていただいたり、いろんな場面で試食会を増やしています。おっしゃったように、クオリティーが高いということで、そこは大変評判が良いです。ですから、PRの頻度を上げていくことで、まだまだ喫食率が上がるのではないかと思います。

平岩委員 食べるということに対しての教育も合わせてやっていかないといけないと考えます。成長段階で何が必要でなぜ食べなくてはいけないかということも伝える必要がある
と思います。

野村教育長 大事な点ですね。他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 それでは、この件については以上にしたいと思います。

平成29年度実施教員採用候補者選考試験について

野村教育長 続いて報告案件2、平成29年度実施教員採用候補者選考試験について説明
をいたします。

佐々木教職員人事課長 それでは、報告事項2についてご説明いたします。

相模原市立学校、教員採用候補者選考試験の最終結果についてでございます。7月9日
に1次試験、8月5日から15日にかけて2次試験を行い、去る9月15日、午前10時
に合格発表をいたしました。

お手元の資料をご覧ください。

募集数は、小学校80人程度、中学校34人程度、養護教諭8人程度の計122人程度
に対し、792人の応募があり、126人の方を合格とさせていただきました。応募者数
につきましては、昨年より若干減少しておりますが、募集数が減っているため、倍率は昨
年の3.9倍に対し、今年度は5.6倍となりました。小学校の倍率が相対的に低いとい
うこと、そして技術科の受験者がいなかったことについては、課題と捉えて、来年度以降
の取組に活かしてまいりたいと考えております。

次に、合格者数についてでございます。小学校80人程度の募集に対して、85人の合格といたしました。これは毎年いる、一定の辞退者を見込んでのことでございます。同様に養護教諭も8人程度のところを9人の合格といたしました。特別支援の5人の募集に対して、4人の合格者としている点は、点数が一定基準に達している者がいなかったため合格者を4人とさせていただいたものでございます。なお、若干名と募集している教科につきましても、退職や欠員の状況を考慮し、合格者数を決定したものでございます。

次に、合格者の年代についてでございます。表の下に記載がございます。20代が多い割合となっておりますが、例年に比べてやや30代が多くなっております。40代、50代の合格者も若干名おりますが、これらの方は教職経験者であり採用後、年代に応じた力を発揮していただけると考えております。

採用試験に関しましては、優秀な人材を採用するために、まず多くの受験者を確保をすることと、精度の高い採用試験にすることが必要だと考えております。そのため、受験者の確保につきましては、大学訪問や高校訪問、説明会に加え、平成28年度から始めましたフェイスブックなどSNSによるPRを積極的に行っていくとともに、採用試験のあり方についても、より適切な方法について、さらなる検討をまいります。

以上、ご報告申し上げます。

野村教育長 ただいまの内容につきまして、ご質問等があればお願いいたします。

永井(博)委員 倍率を見ますと小学校が3.7倍、それから中学校は教科によって随分違うなと思います。音楽、美術、保健体育、技術家庭等は授業数が少なく教員の数も少ないはずですから、こういう募集人員でしょうがないのかなと思いますが、理科は倍率25倍で合格者数1名ですよね。倍率から言うと社会も26.7倍で、いわゆる5教科の中でも6倍から26倍と開きがあり、教科によって募集人員が違うため、倍率にも差が出るということは仕方がないのかも知れませんが、この数字だけでいうと随分と格差があるなと思っています。これはしょうがないものなのか、何か調整、解決する方法があるものなのか、考えがあったらお伺いしたいと思います。

佐々木教職員人事課長 委員のご指摘のとおり、教科によってばらつきがあること、また年度によって倍率に大きく違いが出ることとというのは、こちらでも承知しているところでございます。欠員を減らすために募集数をなるべく多くしてまいりましたが、今後の再任用との絡みもあり、なかなかその必要数を予測しづらいという状況がございます。数年にわたる退職者の推移ですとか、新採用の状況等を見て、なるべく年度によって有利不利

が出ないように計画的な採用を、今後も検討してまいりたいと思っております。

野村教育長 今、まさに課長が答えた考え方でやるべきだと思っております。確かに年度ごとに採用数が大きく変わって、大変優秀な人材等がいる年度であればそれは弾力的に採用するというのも効果的だと思いますので、そのことは検討していきたいと思っております。

永井（博）委員 倍率はある程度高いほうが大勢の中から優秀な先生を選べるということでもいいのだと思うのですが、ただ、結果的に1名しか採用しなくて、倍率が2.5倍、2.6倍というのは、優秀な人が合格したのでしょうかけれども、2番手、3番手の人たちも依然として相当優秀な人たちのはずですし、何かもったいないなというか、今年理科の先生を目指していた人は、何かちょっと気の毒だなという気がします。

野村教育長 他にはいかがでしょうか。

永井（廣）委員 相模原市の教員になりたいと望まれる市になって欲しいと思っておりますが、神奈川県や横浜市、川崎市など近隣市の倍率がわかっていたら教えていただけないでしょうか。

佐々木教職員人事課長 近隣市の倍率についてでございますが、最終合格発表がまだ出ていない市もございますので、応募倍率で比較をさせていただきたいと思っております。

本市が122人の募集に対し、792人ですから、6.5倍、神奈川県が5.9倍、横浜市が6.7倍、川崎市が4.6倍、参考までに東京都が6.0倍となっております。

野村教育長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

松田学校教育課長 先ほど、1つ前の9月定例議会の報告で大山委員の方からご質問をいただいた、大沢中学校区におけるスマホ等の活用についての具体的な取組ということで、確認ができましたのでお話をさせていただきます。

これにつきましては、2015年から「大沢地区みんなのインターネットルールプロジェクト」という名前で、PTA、中学校、小学校、それから教育委員会も協力をして、安心して通信機器を使えるようにということで、取り組んでおります。具体的には大沢中学校の生徒会と話し合ったルールとしましては、例えばスマホを食事中には使用しない、勉強中は電源を切る、テストの1週間前になったら使用禁止にする、ゲーム等のアプリは2時間もしくは3時間以内、夜10時もしくは11時以降は使用しないなどの内容で、それを家庭の方にも発信して、親子で話し合うという取組をしております。

野村教育長 この取組の特徴は、生徒たちが自主的にルールづくりに参加をしたという点

ですね。ぜひ、こうした取組を共通の取組に広げることをしていきたいと考えています。

中学校給食に係る本市の対応状況について

野村教育長 では、報告案件3、中学校給食に係る本市の対応状況について、事務局より説明いたします。

渡辺教育環境部長 では、報告案件の3番目として、中学校デリバリー給食の報道につきまして、報告をさせていただきます。

本市の中学校給食に係る異物混入のテレビ報道がございまして、大変ご心配をおかけいたしました。今回の報道内容及び市の取組について報告をさせていただきます。

お配りいたしました資料でございますが、平成29年9月20日付で教育委員会から中学校の生徒の保護者の皆様宛に発信をした給食の報道についての報告書でございます。こちらに従いまして、ご説明いたします。

概要でございますが、大磯町の中学校給食に関する報道を受け、デリバリー給食を実施している、相模原市の異物混入の状況についてテレビ局から教育委員会に取材があり、9月20日水曜日以降に報道がございました。

参考までに、報道の対象となった事業者からの給食提供校については、下の囲みにございます、13校でございます。また、裏面に平成28年度における当該事業者からの異物混入の件数について示させていただいております。

2番目の異物混入防止への取組についてでございます。

教育委員会では、日ごろから安全・安心な給食の提供のため、調理事業者に定期的な巡回指導を行うとともに、業者との献立の打ち合わせ等を通じて衛生管理の徹底について指導をしております。また、異物混入が発生した場合には調理事業者から速やかに異物の種類、原因、今後の再発防止策などを盛り込んだ事故調査報告書の提出を求めまして、これをもとに改善指導を行い、再発防止に努めているところでございます。

今回の対応でございますが、改めて調理事業者に対し、異物混入が起りやすい作業箇所の確認や器具、機械類等の安全確認などの徹底について文書で指導するとともに、事情聴取と臨時の調査、保健所と合同の立ち入り検査などを実施いたしまして、これらを通じて安全を確認したところでございます。

今後につきましても、調理事業者の栄養士、調理員などと異物混入防止に必要な確認作業を密にするとともに、巡回指導を強化するなど保健所とも連携を図りまして、指導をよ

り一層徹底し、子どもたちに安全で安心なおいしい給食を提供できますよう、取り組んでまいりたいと考えております。

野村教育長 今の件につきましては、ご質問等がありましたらお願いします。

大山委員 報道によれば、大磯町では数年前からあったようですが、相模原市では平成28年度の集計は出ていますが、それ以前には皆無なんでしょうか。

荒井学校保健課長 報道で出ました事業者につきましては、平成23年度から委託をしており、今、その数字の集計をしているところですが、開始当初の平成23年度から異物混入はあったと思われま。

大山委員 先ほどから、デリバリー給食の喫食率が課題ということでしたが、例えばこういう異物混入の風評というか、中学生というのは非常に感じるところが大きいと思うので、そういったところが影響していないかなという危惧があったので質問をさせていただきました。2、3年前に給食委員会で中学校のデリバリーについては、先ほど議論があったように味が悪い、おいしくないというようなことがあって、大分改善されてきたと思うのですが、以前からこういった、異物混入というものが、全くゼロでなかったとすると、風評としてそういったものが回った可能性も否定できないのではないかなと報道を見たときに感じました。

野村教育長 ご指摘のとおりだと思います。今、部長から説明があったとおり本市では、毎月立ち入りで衛生環境の調査をやったり、異物混入が疑われた場合には必ず報告書を出させて、その原因等についても調査をしてきたということでありま。実際にはこの事業者以外にも複数の会社にデリバリー給食をお願いをしておいて、異物混入と思われる率というのはこの会社が突出しているわけでもないという状況がございます。あと、他の政令市なども状況を把握して、混入件数等を比較した中でも突出して明らかに異常な状況であるということはないことまでは確認をしています。

ただ一番難しいのが、この髪の毛等の混入については、事業者側に問題があったのか、それとも生徒が食べている最中や食べ終わるまでの間に入ったのか、掴めない件数が多々あると聞いています。それは本市だけではなくてどこも同じだと思いますが、いずれにしても市としては安全衛生の徹底に力を尽くすとともに、大山委員がおっしゃったように風評と言いますかね、その辺については十分慎重に今後、扱っていかないといけないということを十分、留意したいと考えています。

よろしいでしょうか。何かございますか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 それでは、これで報告事項を終わりにします。

では、ここで前回から1か月間の教育長としての主な活動ということで、お話をさせていただきます。

1つは、体育祭、運動会が小中学校で開催されていまして、私をはじめ局長、部長、指導主事が手分けをして各学校の様子を視察に行っています。大変、元気な子どもたちの姿をそこで確認しているところであります。

それから、博物館では今月JAXAと連携して、太陽系の惑星の特別展を開催してありました。特に太陽系の惑星に焦点を当てて、非常に独創的な展示でありましたので見てまいりました。

それから、つい先日、これは神奈川新聞にも出ましたけれども、定時制高校の全国大会がありまして、本市にあります神奈川総合産業高校の自転車競技部が総合優勝をしたということで、報告に来ていただきました。市からは称賛の盾をお渡しして栄誉を称えたところでございます。定時制ということで、ちょっとお話を聞きましたけれども皆さんやはり学業のほかにも自分の家族の年少の兄弟のお世話をされていたり、勉強と運動とそうした家族のことで全て両立をしているという大変立派な姿でして、お話を聞いていて大変胸が熱くなりました。今、3連覇ということですが、こうした偉業が続くことを願っています。

それから、一昨日、戦没者の合同慰霊祭がありまして、平岩委員、永井廣子委員にもご出席を賜って献花をしてまいりました。年々、戦没者のご家族の方もご高齢で参加が少なくなっているのが残念ですが、市を挙げて取り組んでいる事業でありますので、こうした事業が末永く続くようにと考えています。

最後に昨日ですが、先ほども話題になりました全国学力・学習状況調査の結果を受け、校長会の役員と各ブロック代表の校長にお集まりいただき協議を行いました。こうした場で改めて教育委員会と校長会、現場の先生方が一体的に課題を認識してどこに問題があるのか、どういうふうに取り組むべきか、この辺を共通して進めるべきだろうということで、意見交換をして一体的な取組を推進することを確認したところです。私からそこで申し上げたのは、効果的な取組については、共通的な取組として皆で推進をすることが重要だということと、やはり目標設定が大事だということです。各学校できちんと目標を立てて、1年経った時点で常に検証をして子どもたちの基礎学力の定着を確認していく取組を是非

やっといこうとお話したところです。教育委員会と学校が連携した取組の内容も概ね考え方が固まっておりますので、教育委員の皆様には別の場でご説明をさせていただきたいと思っています。

もう1点、そこでお話したことは、なぜ学ぶのかというのが子どもたちに気持ちの中でしっかり根づいていないと学力の定着は難しいということで、やはりキャリア教育を充実させることと基礎学力の定着を図ることを一体の取組として市の重点的な施策として考えていきたいと思います。こうしたことについてですが、また皆様からいろいろご意見を頂戴したいと思います。

私からは以上です。

では、最後に次回の会議予定日です。11月10日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、次回の会議は11月10日金曜日、午後2時30分から開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

閉 会

午後3時51分 閉会